



スミセイの ASSIST PLUS
ご家族アシストプラス

ご契約を安心して継続いただくために。

ご契約者・被保険者にもしものこと*があったとき、
あらかじめ指定されたご家族等が、
契約内容のご確認や各種お手続き、保険金等のご請求を
代理でできる制度です。

*詳細は中面をご覧ください。

あなたの未来を強くする

 住友生命

カタログ番号
223

2024.10
改訂版

何も申し込んでいない場合

ご加入の契約について
ご家族が代わりに
できること
できないこと



ご契約者

ご家族

被保険者*

*保障の対象となる人

契約内容を
確認したい



契約内容を
変更したい



保険金・給付金等を
請求したい



たとえばこんなときに困ります

スミセイのご家族アシストプラスなら

ご契約者が高齢なこともあり、
ご家族としては契約内容を
知っておきたいが、
確認できない。



A ご家族登録サービス

ご契約者のご家族も契約内容を
確認することができます。



契約内容を変更したいが、
ご契約者の意識がなく、
手続きできない。



B 契約者代理制度

あらかじめ指定されたご契約者の代理人(契約者代理人)が
契約内容の変更などのお手続きをすることができます。

ご契約者が手続き
する意思表示が
できなくても…



入院をした被保険者の
意識がなく、
給付金等を請求
できない。



C 被保険者代理制度

(旧:指定代理請求制度)

あらかじめ指定された被保険者の代理人(被保険者代理人)が
保険金・給付金等を請求することができます。

被保険者が請求
する意思表示が
できなくても…



スミセイの ASSIST PLUS ご家族アシストプラス

無料

「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」
「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります。

ご家族登録サービス

+ 契約者代理制度

+ 被保険者代理制度



A

ご家族登録サービス

あらかじめ、日本国内にお住まいの配偶者さまやお子さまなどのご家族を登録いただきます。(最大2名)

POINT≫ あらかじめ登録されたご家族も契約内容等について、問い合わせできます。

たとえばこんなとき安心

高齢の親の契約内容を確認したいとき



POINT≫ ご契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じてご契約者の連絡先を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

たとえばこんなとき安心

急な転居でご契約者と連絡がとれないとき
(大切な通知物を受け取ることができない)



B

契約者代理制度

あらかじめ、契約者代理人を指定いただきます。(1名)

>> 詳細は5ページQ2をご覧ください

POINT>> ご契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**当社所定のお手続き**を行うことができます。

- 住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- ご契約者が受取人となる満期保険金等の請求
- 保険金額等の減額
- 解約 等

POINT>> ご契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができる場合でも、被保険者として認知症保険金等の支払いを受けた後は、契約者代理人の同意を得てご契約者に手続きいただくため、ご契約者もご家族も安心です。

たとえばこんなとき安心

認知機能の低下で、ご契約者自身では住所変更のお手続きができない



急な出費で資金が必要になったため貸付制度を利用したいが、ご契約者の意識がなく誰もお手続きができない



契約者代理人がお手続きをするためには、当社所定の条件があります。

>> 当社所定の条件については6ページQ5をご覧ください

保険金等の受取人変更など、一部代理対象外となるお手続きがあります。

>> 対象外となるお手続きについては6ページQ7をご覧ください

C

被保険者代理制度 (旧: 指定代理請求制度)

あらかじめ、被保険者代理人を指定いただきます。(1名)

>> 詳細は5ページQ2をご覧ください

POINT>> 被保険者が受取人となる**保険金・給付金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**保険金・給付金等のご請求**をすることができます。

たとえばこんなとき安心

入院した被保険者の意識がなく、入院給付金等を請求できない



被保険者ががん等の病名を告知されておらず、保険金等を請求できない



被保険者代理人のご請求をするためには、当社所定の条件があります。

>> 当社所定の条件については6ページQ5をご覧ください

よくあるご質問

スミセイのご家族アシストプラスに申し込みたい

Q1

スミセイのご家族アシストプラスは
どのようにして申し込むことができますか。

A1

ご契約者に申し込みいただきます。当社の担当者またはスミセイコールセンターまでご連絡ください。また、ご家族登録サービス・契約者代理制度は、スミセイダイレクトサービスからもご登録等が可能です。
※スミセイのご家族アシストプラスのお申込みにあたっては、登録される方や代理人となる方、および被保険者の同意が必要となります。あらかじめご家族でご相談の上、検討ください。
※契約者代理制度へのお申込みにあたっては、保険契約者代理特約を、被保険者代理制度へのお申込みにあたっては、被保険者代理特約を付加いただきます。

Q2

契約者代理人(被保険者代理人)には誰を指定できますか。

A2

ご家族登録サービスに登録された方*で、次のいずれかに該当する方を指定いただきます。
(被保険者代理人については、下記の「ご契約者」を「被保険者」に読み替えてください。)

- ご契約者の戸籍上の配偶者、直系血族
- ご契約者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がない場合は甥姪)
- ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族
- ご契約者と同居し、またはご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族以外の方で、かつ当社が認める方
- ご契約者の療養看護に努め、またはご契約者の財産管理を行っている方であり、かつ当社が認める方
- その他上記と同等の事情があるとして当社が認める方

*契約者代理人はご家族登録サービスに登録した方から1人、被保険者代理人はご契約者またはご家族登録サービスに登録した方から1人を指定いただくため、ご家族登録サービスも、上記に該当する方を登録することをお奨めします。

Q3

スミセイのご家族アシストプラスの3つのサービス・制度のうち、
ご家族登録サービスのみで申し込むことはできますか。

A3

申し込みいただけます。ただし、ご家族登録サービスのみでは、登録されたご家族による代理のお手続きやご請求はできません。そのため、3つ全てに申し込みいただくことをお奨めします。

※契約者代理制度のみで申し込みいただくことはできません。(必ずご家族登録サービスに申し込みいただきます。)
※被保険者代理制度のみでも申し込みいただけますがその場合、必ずご契約者を被保険者代理人に指定いただきます。(ご契約者と被保険者が同一人の場合は被保険者代理制度のみで申し込みいただくことはできないため、必ずご家族登録サービスに申し込みいただきます。)
※保険種類等によっては、お申込みに所定の条件があります。

Q4

すでに指定代理請求制度を利用している場合はどのようになりますか。

A4

特段のお申込みなく被保険者代理制度を利用いただけます。(既にご加入の契約に指定代理請求特約を付加している場合は、2020年3月24日以降、被保険者代理特約に名称等を変更しています。)
※ご家族登録サービス、契約者代理制度については、別途申し込みいただく必要があります。

契約内容の変更手続き・給付金等を請求したい

Q5

契約者代理人・被保険者代理人が手続きや請求を行うための条件はありますか。

A5

代理で手続きや請求いただけるのは、以下の場合です。(お手続きやご請求を行う際に、契約者代理人・被保険者代理人が左記 A2 に該当している必要があります。)

- 契約者代理制度の場合はご契約者が、被保険者代理制度の場合は被保険者が傷害または疾病等により契約に関するお手続き、ご請求をする意思表示ができないとき
- 契約者代理制度の場合はご契約者が、被保険者代理制度の場合は被保険者が病名を知らされていないため、保険金等のご請求ができないとき

Q6

代理で手続きや請求をする方法を教えてください。

A6

当社の担当者またはスミセイコールセンターまでご連絡ください。詳しい案内の後、必要な書類をお届けします。なお、代理手続きを行う際には、代理権を行使する理由を記載した「事情届兼誓約書」等の必要書類を提出いただく必要があります。

Q7

契約者代理人が代理できない手続きにはどのようなものがありますか。

A7

対象外となるお手続きは、以下のとおりです。

- 告知を要する契約内容の変更等(保険金等のお支払いのある特約の中途付加、復活等)
- 契約者代理人の変更
- 保険金等の受取人の変更
- 保険料払込中でない契約のご契約者の変更



➡➡ ご契約者の皆さまはぜひご利用ください!



ご契約者さま専用サービス

スマセイダイレクトサービス

スマセイダイレクトサービスはインターネット等で契約内容のご確認、入出金取引、各種手続きなどが利用いただけるサービスです。

例えば…

契約内容のご確認	ご加入いただいた契約の一覧や、個々の契約内容を確認いただけます。
ご出金・ご入金	入出金取引(契約者貸付のご利用など)が可能です。
登録内容のご変更・ご登録	住所・電話番号・メールアドレス・ID・パスワードなどのご変更が可能です。
ご家族登録サービス	配偶者さまやお子さまなどのご家族の登録・変更等が可能です。
契約者代理制度	契約者代理人のご登録・ご変更等が可能です。
その他お手続き	生命保険料控除証明書再発行や給付金請求等のお手続きが可能です。

住友生命ホームページ(<https://www.sumitomolife.co.jp/login/>)にアクセスいただき

の「ログイン画面へ」から利用いただけます。

➡➡ こちらからもアクセスいただけます。



ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(一定款)・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」、中途付加の場合は「特約中途付加のしおり・約款」を必ずご覧ください。

あなたの未来を強くする



本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
電話 (03)3273-8000 (大代表)
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
スマセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは

24.10改訂版

営情-24-0046

100-223(24.9) ㊞㊟